

## 「部落差別の解消の推進に関する法律」が

### 施行されました

本町では、合併以前から町民の皆さんとともに、同和問題の解決をめざし様々な取り組みを進めてきました。

その結果、同和問題は解決に向かってはいるものの、未だに許し難い差別事象が起こっています。また、全国的にみても、インターネット上に同和地区と称して多数の地名や地域を書き込むなどの行為が今なお発生しています。

このような中、部落差別は許されないものとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が平成28年12月9日に成立し、12月16日から施行されました。

#### 〈部落差別解消推進法の意義〉

##### ① 部落差別の存在を認知した

・ 部落差別解消推進法は、「現在もなお部落差別が存在する」（第一条）と部落差別の存在を公式に認知しました。

##### ② 「部落差別の解決」を初めて法律で明記した

・ 部落差別解消推進法の第一条において「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と初めて部落差別という言葉を用い、その解決を謳っています。

##### ③ 「部落差別解消のための施策実施」を国及び地方公共団体に求めている

・ これまででは限られた「同和对策事業」の執行を国及び地方公共団体の責務として定めるだけであったが、この法律では第三条で「部落差別の解消に関する施策を講ずる」ように求めています。

##### ④ 相談体制の充実を打ち出した

・ 第四条で「相談に応ずるための体制の充実を図る」と、これまで以上に相談体制の充実を国及び地方公共団体に求めています。

##### ⑤ 部落差別解消に関する教育及び啓発の実施を明記した

・ 「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」と第五条に明記しています。

##### ⑥ 実態調査の実施を明記した

・ 第六条において、部落差別の解消のための施策の実施に資するため、実態調査を行うことを求めています。

これからも、町民一人ひとりの人権が尊重され、すべての町民が幸せに自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現をめざしていきましょう。

（参照・奥田均氏講演

〈第31回人権啓発研究会〉より）

## みくりやポートフェスティバル & さざえまつり 2017

5月14日（日）9時30分～

会場：御来屋漁港周辺

今年もステージイベント・町内PRコーナー（販売ゾーン）などを計画しています。

#### ＜メインイベント「後醍醐レース」 参加チーム募集＞

1チーム5名+交代要員1名で、太平記にちなんだゲームに挑戦しながら、ゴールを目指します。

最も早く後醍醐天皇をゴールにお連れしたチームが優勝！（豪華賞品があります）

※詳細は、町ホームページまたは近日配布のチラシをご覧ください。

◆問い合わせ先 みくりやポートフェスティバル実行委員会 事務局  
（企画情報課内） ☎0859-54-5202



さらにレースがパワーアップ